

ワーキンググループの設置について

平成 23 年 12 月 6 日
行政刷新会議
規制・制度改革に関する分科会

1. 規制・制度改革委員会に、次のとおりワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

（第1WG）

担当：復旧・復興／日本再生

（第2WG）

担当：エネルギー

2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. WGの議事概要を公表する。
4. 委員会構成員は、いずれのWGにも参加することができる。

（注）「規制・制度改革に関する分科会」から「規制・制度改革委員会」への名称変更に伴い、「ワーキンググループの設置について」（平成23年12月6日行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会決定）を一部改めた（平成24年5月31日規制・制度改革委員会において決定）。

農業ワーキンググループの設置について

平成24年5月31日
行政刷新会議
規制・制度改革委員会

1. 規制・制度改革委員会に、農業ワーキンググループ（以下「農業WG」という。）を設置する。
2. 農業WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. 農業WGの議事概要を公表する。
4. 委員会構成員は、農業WGに参加することができる。